

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

大分地方法務局佐伯支局 登記官 富 永 美 香

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第3203-2025-0001号	津久見市高洲町 3 7 9 7 番 1